

TMBニュース



税理士法人トータルマネジメントブレイン URL : <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和2年6月23日発行

有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp

担当: 浅里 豪

〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 7カティ南森町6F

TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302

家賃支援給付金

緊急事態宣言が解除され、少しずつ日常に戻りつつあります。しかし、コロナウイルスによる経済への影響は大きく、コロナウイルス発生前のような客足に中々戻らずに苦しい状況が続いています。6月12日の第二次補正予算が成立し、テナント事業者に対して家賃支援給付金を支給する制度が創設されました。今回はその「家賃支援給付金」についてご説明いたします。

1. 家賃支援給付金

家賃支援給付金とは、緊急事態宣言により営業を自粛して売上が急減したテナント事業者の地代・家賃負担の一部を補助する給付金です。コロナウイルスの影響で売上が急減していても、固定費である地代・家賃は減りません。このままでは地代・家賃の支払いが難しくなり、倒産や廃業が続出しかねないと考えた政府は、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃の負担を軽減することを目的として、地代・家賃の一部を給付金で支給することにしました。

2. 給付対象者

資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等のうち、自ら営む事業の為に占有し、使用・収益している土地・建物の対価として賃料を支払っており、かつ、5月～12月において以下のいずれかに該当する者が対象となる予定です。現時点では業種による制限もありません（駐車場等の借地も対象となる予定です）。

- ① いずれか1ヵ月の売上高が前年同月比で50%以上減少
- ② 連続する3ヶ月の売上高が前年同期比で30%以上減少

3. 給付額・給付率

申請時の直近の支払賃料（月額）に基づいて算出される給付額（月額）を基に、6ヵ月分の給付額に相当する額が支給されます。月額給付額の算定方法は以下の通りです。なお、2の①に該当する場合には直近1ヶ月の支払賃料を基に計算した給付額の6倍、2の②に該当する場合は直近3ヶ月のそれぞれの支払賃料を基に計算した給付額の合計の2倍を予定しています。

- ① 支払家賃75万円（個人事業者の場合は37.5万円）以下の場合は支払家賃の2/3が給付額となります。
- ② 支払家賃が75万円（個人事業者の場合は37.5万円。以下同じ）を超え225万円（個人事業者の場合は112.5万円）以下の場合には、①に加え、支払家賃の75万円を超えた部分の1/3が給付額となります。
- ③ 支払家賃が225万円（個人事業者の場合は112.5万円）を超えた場合は、給付上限額（法人100万円、個人事業者50万円）に達しているため、給付額は増えません。

※給付率とは支払家賃に対して支給される給付金の割合を言います。



⇒法人は最大600万円

⇒個人事業者は最大300万円

(出典：厚生労働省 HP リーフレット「生活を支えるための支援のご案内」)

4. 必要書類

申請に必要な書類は、以下のような資料が必要になります。

- ① 賃貸借契約の存在を証明する書類（賃貸借契約書等）、② 賃料支払いを証明する書類（通帳コピーや振込明細）、③ 本人確認書類（運転免許証等）、④ 売り上げ減少を証明できる書類（確定申告書、売上台帳等）

5. まとめ

給付金の額が最大600万円と効果の大きい制度ですが、7月頃申請開始の見込み8月頃給付ではないかと思われまます。借入人からの家賃減額の申出があった場合、この制度を説明して家賃支援給付金の受給を受けることを検討するように申出てはいかがでしょうか。制度への質問、不明点等ございましたら、いつでもお気軽にご相談ください。